

大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第3回環境部会会議 議事録

◆日時 令和元年10月9日(水) 9:33~11:13

◆場所 大分市役所 本庁舎8階 大会議室

◆出席者

【委員】

大上 和敏 部会長、桑野 恭子副部会長、阿部 みどり委員、大石 祥一委員、
大津 悦子委員、後藤 秀樹委員、末松 裕嗣委員(計7名)

【事務局】

企画課参事補 足立 威士、同課主査 佐藤 利彦、同課主事 橋口 詳平(計3名)

【プロジェクトチーム】

衛生課主査 西田 亮、環境対策課主査 繁 義隆、
ごみ減量推進課主査 松下 明史(計3名)

【オブザーバー】

保健所次長兼衛生課長 小原 重光、同課参事 林 智子、同課参事補 牧 俊孝、
同課参事兼動物愛護センター次長 津野 健一郎、環境対策課 課長 若杉 明弘、
同課政策監 幸 信介、同課参事 吉良 仁宏、同課参事 後藤 賢二、
同課参事補 野崎 修、同課主査 西田 奈美、ごみ減量推進課 参事補 工藤 博士、
同課参事補 笠木 崇司、廃棄物対策課 参事補 田島 健行、
公園緑地課 参事補 大津 隆(計14名)

【傍聴者】

なし

◆次第

1. 開会
2. 議事

(1) 第2回環境部会会議でいただいたご意見等に対する回答について

(2) 大分市総合計画第2次基本計画(素案)について

- | | | |
|---|-----------------|--------------------|
| ① | 第2章「快適な生活環境の確立」 | 第2節「清潔で安全な生活環境の確立」 |
| ② | 同章 | 第3節「公害の未然防止と環境保全」 |
| ③ | 同章 | 第4節「地球環境問題への取組」 |

(3) その他

<第3回環境部会会議>

事務局	<p>ただいまから、大分市総合計画第2次基本計画検討委員会第3回環境部会を開催いたします。</p> <p>まず、開会にあたりまして、本日は松尾委員が所用のため欠席というご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>本日は、私たち事務局、プロジェクトチームメンバーのほかにも、衛生課、環境対策課、ごみ減量推進課、廃棄物対策課、公園緑地課の職員が来ております。ご質問等の際には課の担当者から発言させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>そのほかにも、本検討委員会の公開につきましてお知らせがあります。本市におきましては、市民の市政に対する理解と関心を高め、開かれた市政を推進するために、各種会議の公開を行っています。本検討委員会も広く市民の皆様に意見をいただきたいという観点から、会議の公開と傍聴を行ってまいりたいと考えています。本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが、録音をさせていただいて、議事録としてホームページに公開することとしておりますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次にお手元に配付している資料の確認をいたします。</p> <p>まず次第、本日の配席図、A3横の第2回環境部会会議でいただいたご意見等に対する回答表及びそれに付随する解説資料、A4横の市域の温室効果ガス排出量、A3横の事前質問に対する回答表、A4の環境部会日程案、日程調整表の8点でございます。皆さん全てありますでしょうか。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。議事の進行につきましては、検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、大上部会長、よろしくをお願いいたします。</p>
部会長	<p>皆さんおはようございます。本日も大変お忙しい中、環境部会へご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、前回の環境部会でいただいたご意見に対する回答、そして、第2章第2節、3節、4節に対するご意見等に対する事務局からの回答等があります。本日も、皆様方からの貴重なご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事の1番目、「第2回環境部会会議でいただいたご意見等に対する回答」について、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「第2回環境部会会議でいただいたご意見等に対する回答」について、説明をさせていただきます。</p> <p>説明につきましては、お配りしております「第2回環境部会会議でいただいたご意見等に対する回答表」をご覧ください。</p> <p>1番の2040年の大分市の収支状況の見通しについてですが、お配りしております追加資料「財政収支の中期見通し」とある資料をご覧ください。こちらは2040年の財政収支は明確に示せるものはございませんが、2022年までの中期の見通し</p>

がございます。めくっていただきまして、3ページ右下のグラフを見ていただきますと、経常収支比率はほぼ横ばいで推移していくことと予想されております。

続きまして、2番についてです。「子育て世代の女性の就業率がなかなか上がらない要因として、待機児童の問題があり、その対策として保育所を増やしているのはわかるが、解決に至っていない。市はどのような取り組みをしているのか教えてほしい」とのご意見についてですが、市としましては、1歳、2歳児の保育ニーズの高まりも踏まえ、4月の利用希望や未入所児童数等の分析を行い、新規開設や既存施設の整備、幼稚園の認定こども園化などにより、定員の拡大を図っています。また、入所の決定におきましても、1次審査、2次審査の2段階の入所審査を実施し、1次審査後には年齢別に受け入れ可能な施設を公表し、1次審査で入所できなかった方に対し、希望する保育所等の追加、変更を促しています。さらに、2次審査後においても、利用可能な保育施設を個別にあっせんするなどの対応に努めています。また、昨年4月から、地域における保育施設や保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う保育コンシェルジュを配置し、個別の保育ニーズへの対応に努めています。

次に、3番についてです。「公表される待機児童の人数には、無認可の人数が含まれておらず、実情とずれている」とのご指摘につきましては、市民福祉部会へ報告を行いました。また、市としましては、国の定義に基づき算出しており、認可外を利用している児童は待機児童としてカウントしています。なお、認可外のうち企業主導型保育施設を利用する児童については、待機児童に含めないこととされております。

続きまして4番についてです。第1章に関する項目で、主な取組の中で特定外来生物の具体的な個体名も植物に入れたほうがよいのではというご指摘をいただいた点につきましては、ご指摘の内容を踏まえ、修正したいと考えております。具体的には、現在、記載している内容に「オオキンケイギク等の植物についても防除の必要性を周知・啓発します」という部分を加筆しようと考えております。前回の会議では「ボタンウキクサ」という個体名も示されましたが、大分市で多く観測されている個体名として「オオキンケイギク」とさせていただきます。

続きまして、回答表の裏面をご覧ください。

5番の第1章の目標設定に関して、現在示している内容は個人の感覚で、指標としては客観的なものとすべきというご指摘をいただいた点につきましては、他の項目も再度検討いたしました。個々の項目ではいずれも総合計画の指標としてふさわしいものがなかったために、個々の取組を推進することによって効果が得られる現行の項目でお願いしたいと考えております。こちらにつきましては、具体的な検討項目を別紙にまとめております。先ほどご覧いただきました「財政収支の中期見通し」の資料の次にあります「第6部第1章の目標設定に関する説明資料」のページをご覧ください。

検討内容の部分をご覧いただきたいのですが、緑化推進関係と啓発事業関係について検討いたしました。緑化推進関係で①の郷土の緑保全地区については、前回の会議でも説明いたしました。今後の新たな指定計画がなく目標設定が難しいこと、②の公共施設の緑地につきましては、公園面積に関して考えられますが、第5部で目標設定となる予定だということ、③の私有地の緑地については、記載している事業等がございますが、具体的な緑地面積増加としての実績が計測困難であり、配布数のみでは

指標として物足りないと判断しております。啓発事業関係で、④に自然体験学習会等としておりますが、庁内の複数部署で実施している参加者の総数を増やしていくという目標を検討いたしました。こちらについては、実績とそれぞれ担当課の状況を記載しておりますが、それぞれ事業について継続していくものの今後の増加という部分では見込みが低い点を記載しております。また、参考として、次のページに、平成30年度大分市民意識調査について回答があった方々の構成を載せております。円グラフを見ていただきますと、居住区や年齢がある程度分散されているものとなっております。以上の点から、目標設定に関しましては、現在示している内容でお願いしたいと考えております。

続きまして、6番についてです。おおいた優良産廃処理業者評価制度について、今後も指標とするのであれば、収集運搬業者も対象にすることや、中小企業も認定を受けやすいように、もう少し簡単にしたほうが良い、国や県と違った独自ルールとしてはどうかのご意見をいただきました。産業廃棄物処理業者のうち、収集運搬業者には県外業者も多く含まれていることから、評価制度においては、処分業者のみを対象としております。また、認定基準のうち、ISO14001、エコアクション21の取得が困難な場合に、市独自に設定した11項目のうち5項目以上を達成することで基準を満たすとするなど、国の基準を緩和しており、今後も個別の面談を行う中、処分業者に対して積極的に働きかけを行い、認定数の増加を図りたいと考えております。

続きまして、7番についてです。一般廃棄物や産業廃棄物などといったくくりで、主な取り組みの枠組みを見直したほうが良いのではとのご意見をいただきました。廃棄物の分類として整理する場合は、ご指摘のとおり、産業廃棄物と一般廃棄物に分けることとなりますが、市民にとってはあまりなじみのない専門的な内容であり、また、市の取り組みとしては一般廃棄物に関することが大きな割合を占めることから、本計画においては、現行の枠組みのままをしたいと考えております。

最後に、8番についてです。家庭ごみは減って事業系が増えているということであれば、指標のごみ排出量について、家庭ごみと事業系ごみを分けたほうが市民にとってわかりやすいのではないかとのご意見をいただきました。ごみ排出量については、市民がわかりやすいよう、新旧対照表12ページにありますように、本計画において、家庭ごみと事業ごみの排出量の推移を示すほか、ホームページなどで随時広報しており、地域における懇談会等でも周知に努めております。また、家庭ごみと事業系ごみのそれぞれの目標値や具体的な取組については、個別計画において示しているところです。本計画は市が行う施策の方向性を定める総合的な指針であることから、ごみ排出量に関する指標としましては、現行どおり、市が処理するごみ全体の排出量としたいと考えております。

以上で、「第2回環境部会会議でいただいたご意見等に対する回答」を終了いたします。

なお、前回の会議で改めてお示しするとお伝えしておりました、第2章第1節廃棄物の適正処理の目標値につきまして、整理しましたので、ご説明いたします。先ほどもお覧いただきました「財政収支中期見通し」の資料の最後のページをご覧ください。

まず、ごみ排出量につきましては、目標達成状況や現状と課題について検証を行い、

	<p>食品ロスの削減に向けた取組を進めることなどにより、2024年度において15万3,465トン以下とすることを目指したいと考えております。この目標値につきましては、本計画と並行して改定作業を進めております「大分市一般廃棄物処理基本計画」におけるものと整合性を図り設定しております。</p> <p>次に、大分優良産廃処理業者認定数につきましては、引き続き30事業者を目標値とし、今後、処理業者に対するより積極的なアプローチにより、認定数の拡大を図りたいと考えております。</p> <p>次に、「きれいにしようえおいた推進事業活動団体登録数」につきましては、高齢化などにより登録を廃止する団体が増えてきている状況にあります。民間企業などの新規登録を促進することなどにより、280団体以上を目標値にしたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
部会長	<p>それではただいま事務局から説明があった、第2回環境部会会議の意見に対する回答について、質問やご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>私は1番、5番、6番を前回、質問させていただきました。</p> <p>まず1番について確認ですけど、いただいた資料の3ページのところの棒グラフが横ばいなので、今回の総合計画の設定する年度の中では少なくとも大きな変化がないということでご検討くださいという回答ということでもいいのでしょうか。</p> <p>この中期見通しの1ページ目の真ん中あたりのその結果ということから、今後、いろいろ厳しい状況ですと明確におっしゃっています。国土強靱化の委員会に出させていただいたときに、決して楽観視できる状況ではないというデータをいただいていたので、1番に関して質問させていただいたわけですが、今回の総合計画に関しては、税金、いろいろなものが今の現状と同じということ、横ばいでいこうという想定で考えていただいているということですか。</p>
事務局	<p>今、ご指摘のとおりで、引き続き、社会保障費の増加、公共施設の維持管理等は必要になってくるのですが、行政改革を実行していきまして、今の水準を向こう5年間ではございますけれども保つというのが今のところの見通しでございます。</p>
委員	<p>それでは、この総合計画に関しては横ばいという前提の中で考えればいいのですか。</p>
事務局	<p>そうです。この見通しが前提になります。</p>
委員	<p>わかりました。次に、5番目です。もう一度重ねてお伺いいたしますが、この86.4%の数字を市民アンケート調査から引用しているわけですが、総合計画の目標数値として出すに関しては、やはり、あいまいさ、信用性というところで、太鼓判をおしづらい数字じゃないかということで前回話をさせていただきました。</p> <p>そして、そうではないというのが今回の回答だと思いますが、この86.4%とい</p>

	<p>う数字を出した時の、調査校区、属性、年齢・男女比・地域ごとにどのくらいのサンプル数をとれているのか教えてください。また、どういう方々がどういう風に「緑」が多いと感じているのか、あるいは、どういう方々が「緑」が少ないと感じているのか、当然クロス集計もされていると思いますので、教えてください。そして、目標値を90%と設定されていますけれど、これが91%でもなく、95%でもなく、100%でもない。90%と設定した理由を教えてください。加えて、このアンケートで聞いています「緑」とは具体的に何を指されているのか教えていただきたい。</p> <p>この3.6%を達成するために、どういう方法で、どういうタイムスケジュールで成し遂げていくのか、明確な根拠を教えてください。私がなぜここにこだわるのかというと、先般もお話している、市の総合計画だからです。これを基に大分市さんは大きく動いています。たくさんのお金を使ってたくさんの人を使っていくので「目標設定」というのは、非常に重要です。信用性が高い数字を使うべきです。私が今まで関わってきた中で、この86.4%という数字が信用性が高い数字であるとはなかなか思えないです。</p> <p>今、私がお話したことをひとつひとつお答えいただくことで、不安感が払しょくされると思いますので、担当課の方、お答えください。</p>
オブザーバー	<p>アンケート調査の実施方法ですが、調査地域は、大分市内全域です。調査対象者は、市内在住の15歳以上で、男女比は1：1、外国人の方も含んでいます。郵送により調査表を配布して回収しております。配布数は4,000通で、回収率が37.4%の1,496通でした。</p>
委員	<p>年齢構成はわかりますか。そして、返信のあった1,900の方達のお住まいのエリアを教えてください。</p>
オブザーバー	<p>今詳しい資料を持ち合わせていません。</p>
委員	<p>1,900人のうち、86.4%が「けっこう感じています」というような、ざっくりした分析をされているのではなく、もっと細かく、どういった方たちがそういう傾向があるのか、どのエリアにそういう傾向がみられるのかといったところを掘り下げた上で、いろいろ政策たてられているのが当然だと思いますので、そこを次回教えてください。</p> <p>次に、その目標設定90%を設定した根拠を教えてくださいませんか。</p>
部会長	<p>今、委員から、いろいろな質問が出ましたが、この場で全部答えるのはきびしいかと思しますので、次回に回答の準備をお願いしたいと思います。</p> <p>それとですね、例にあげていかかわからないですが、最近、大学でも、第4期中期計画への見直しということで、外部委員からの意見の中で、「達成できる目標ばかり設定して、すべて達成しているのは、いかがなものか」といった意見がありました。確かに、「達成できそうな基準を目標設定して、それで全部達成しました」というのは</p>

	<p>確かに見た目はいいことだと思います。前は数字を出して、なんで今回は、アンケートの結果なのですかと言ったときに、前回の計画の時は具体的に緑地化の計画があったので85.0haに設定しましたが、今回はまだそういう計画がはっきりしていないと回答をされていたと思います。</p> <p>よって、先ほど、桑野委員に対する回答をご準備いただいて、なおかつ、やはり達成できなかったから、すごくそれが悪いということではないので、このくらいなら達成できそうだという、面積としての目標設定の検討も進めていただきたいと思います。</p> <p>私も、このアンケートというのは、間接的といいますか、少しあいまいなところがありますので、やはり市全体が動くこの総合計画であいまいな基準にするというのは不安が残りますのでよろしくお願いします。</p>
委員	<p>最後に、6番について手短にお話しさせてください。6番については、なかなか目標達成にご苦労されているなという印象を受けたので、間口を広げてはどうですかという意味でご提案しました。積極的に頑張りますということで決意表明していただきましたので、これで結構でございます。</p>
部会長	<p>そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>7番の廃棄物の取組についてですが、市民にとってはわかりにくい言葉だとおっしゃっていますが、そのとおりじゃないかと思います。ただ、私が申し上げたのは、循環型社会の形成の下に(1)から(6)まで羅列されてる、ここの部分がごみに関する問題だと思います。一般廃棄物という言葉、産廃とか一廃とかいうことがわかりにくいのであれば、(1)から(6)までは大きなくくりとして(1)として、ごみの減量とリサイクルの推進というような表現にさせていただいて、そして(7)番、産業廃棄物の減量化・資源化推進というところを大きな(2)とすれば、最初に(1)でごみということで市民に受け入れやすい表現になると思うのですが、このあたりについて再検討をお願いしたいと思います。</p> <p>行政としてどうしてもそういう表現のほうがいいんだとおっしゃるのであれば致し方ないと思いますが。</p>
部会長	<p>事務局からただいまの意見に対して回答をお願いします。</p>
PT	<p>今回の回答表でも少し触れていますが、市の取組として、一般廃棄物に関する部分、家庭から出るもの、事業所から出るごみ含めて、一般廃棄物に関する部分が市の取組として大きな割合を占めます。項目としてまず1から6をごみとして仮にまとめたときに、次の項目2つ目の産業廃棄物の部分が項目として一つだけになってしまい、項目としてそこまで細分化が必要かどうかという部分を悩んでおります。おっしゃるとおり、ごみというくくりで示せば市民にとってもわかりやすい表現にはなるかとは思いますが、産業廃棄物という項目を一つ新たにつくるかどうかというところを市としてはなかなか判断ができないというところがあり、現行のままの枠組みで構</p>

	<p>成をさせていただきたいと考えます。</p> <p>ただ、それでもやはり分けたほうがということであれば、再検討させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>おっしゃっている意味は大体わかります。産業廃棄物行政は県と大分市、若干、所管する範囲が違っております。大分市さんの場合は、例えば、許認可事務や立ち入り検査など中核市としての自主的な業者指導の部分がメインになっています。産廃全体の総合的な削減の部分における取組は、県に任せており、大分市さんにはその辺委ねられてないということもあり、市の行政の中でもおそらくごみ行政に比べて若干軽く扱われざるを得ないようなところもあるのかなと感じているところです。行政のほうでそういう判断であればそれでよろしいかと思えます。</p>
部会長	<p>そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
部会長	<p>それでは、次に進みたいと思います。大分市総合計画の素案について、各節の検討に入っていきたいと思います。</p>
	<p>それでは、まず一つ目、第2章第2節につきまして、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>前回と同様、説明及び質疑につきましては、各節ごとに行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ここでおさらいです。皆様には最終的に本冊の207ページに掲載しておりますように、大分市総合計画第2次基本計画の策定に関する提言書を作成していただくこととなります。よって、総合計画の素案の文言の詳細を議論していただくということではなく、この計画に記載した方針等の方向性がよいかという大局的なご議論をお願いしたいと考えております。そして、文言の修正等、素案についての見直し作業については、そのいただいた意見をもとに事務局にて行ってまいります。</p> <p>提言書につきましては、今回は中間見直しということもありますことから、おおいた創造ビジョン2024をベースとして、今回、委員の皆様よりいただきましたご意見をもとに作成いたしたいと考えておりますので、「各分野における課題」、「課題を解決するための施策」、「市民、事業者、行政それぞれの立場に立った視点」でのご意見をいただければと考えております。</p> <p>それでは、新旧対照表の13ページをご覧ください。</p> <p>具体的な説明に入っていきますが、ここからはプロジェクトチーム担当から説明をさせていただきます。</p>
PT	<p>それでは、第2章「快適な生活環境の確立」の第2節「清潔で安全な生活環境の確立」についての素案を説明させていただきます。</p> <p>説明につきましては、別冊でお渡ししている新旧対照表に沿って説明いたします。</p>

左側が現行計画、右側が今回の計画の素案であり、現行計画から変更している部分には下線を引いております。変更となった部分を中心に説明いたします。

まず、13ページの動向と課題につきまして、2行目「輸入野菜等の残留農薬」という文言を「いわゆる健康食品に起因する健康被害」へ変更しています。こちらは、現在の状況に合わせた変更でございますが、質問がございましたので、後ほど改めて説明させていただきます。

次に6行目「関心が高まっています」に続き「県と共同で設置したおおいた動物愛護センターにおいて、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みを推進しています」の文を新たに挿入いたしました。こちらは、平成31年2月開所のおおいた動物愛護センターの開所に合わせて追記したのとなっております。

続きまして、14ページの基本方針についてですが、こちらは全文そのままとし、変更はいたしておりません。

次は15ページの主な取組についてです。順を追って説明いたします。

衛生的な生活の確保に関して、(1)食品の安全の確保において3項目目に、「事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の導入支援に取り組みます。」の項目を新たに追加しております。こちらは、平成30年6月の食品衛生法の一部改正により、全ての食品事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなったため変更いたしました。

次に、(2)動物の愛護と管理についてです。1、2項目目は、先ほど申し上げました動物愛護センターの開所に伴う方針設定に合わせた文言に変更しています。3項目目は、目的を明確にするために、「発生の防止を図ります」との補足文をつけ加えました。残りの、清潔な地域環境づくり基地の適正配置については、変更はございません。

次に、16ページの目標設定についてですが、変更はいたしておりませんが、こちらも質問がございましたので、後ほど改めて説明いたします。

最後に、17ページの用語解説についてですが、主な取組で追加したHACCPの説明を追加しております。そのほかは変更はございません。

ここからは、以前に委員の方々から事前にいただきました質問についての回答いたします。

まず、動向と課題についてですが、「いわゆる健康食品」の部分を加筆した理由と、「いわゆる健康食品」を「また、身近に健康食」に変更してはどうかというご質問・ご提案をいただきましたので、回答いたします。

この表現は平成29年度に「いわゆる健康食品」である「ビワの種粉末」から自主検査の結果、シアンが検出され、自主回収が行われたという事案が大分市で発生したことから、より現状に即した例を記載したいとの理由で変更いたしました。

また、文言につきましては、厚生労働省により、機能性表示食品等とは異なるカテゴリーとして、「いわゆる健康食品」が一語として用いられていることから、このままの記述でお願いしたいと思っております。

次に、「フン」の苦情の文言についてですが、ご提案どおり、漢字で「糞尿」の苦情という表現に変更したいと考えております。

次に、「市民の関心が高まっているため」を「高まっています」に変更と、「県と共同」という部分を「市と県」としてはどうかというご提案については、ご指摘のとおり修正いたしたいと思えます。

次は、主な取組についてのご質問です。まず、衛生的な生活環境の確保という項目（１）食の安全の確保についてのご指摘で、HACCPについての加筆理由と導入支援の内容についてのご質問ですが、加筆理由といたしましては、先ほどの繰り返しとなりますが、平成30年6月の食品衛生法の一部改正により、全ての食品事業者へHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなったためです。

導入支援具体策といたしましては、事業者の方々に対し、許可業種別に講習会を行っております。講習内容はワークショップ形式であり、今年度は17回の開催を予定しております。

次に（２）動物の愛護と管理に植物という表現を入れないのはなぜかというご質問なのですが、こちらはご質問の趣旨は理解できますが、この第2章第2節の表題である「快適な生活環境の確立」という内容に照らし合わせて考えてみますと、内容が動物への取組となっておりますことから、動植物ではなく、動物のみの表現にさせていただきたいと思っております。

動植物一般についての愛護の理念等は、第1章の主な取組の中で、生物の多様性の確保等の表現で記載しております。

続いて、動物の愛護と管理についてですが、動物愛護について、終生飼養は適正飼養に含まれるのではないかとご指摘に関してですが、動物愛護管理法で終生飼養は適正飼養とは別に、飼い主に対する努力義務として規定されていることから、このままの表現でお願いしたいと思います。

また、教育プログラムの具体的な説明をとのことでしたが、大分市では命を尊ぶ豊かな人間性を育むためには、子供たちが命の大切さを心から実感することが重要であると考え、人と動物との正しいかわり方や動物を通じて命の大切さを感じる場づくりを行えるような教育プログラムを実施しております。

具体的には、子供の発達段階に応じて、命に関する道徳や総合的な学習の時間の教材を開発し、各小中学校の要請に応じて、出前事業に行くとともに、実感を伴うためには体験学習が重要なことから、「ワンニャン飼育体験教室」や講座見学の上、「ワンニャン検定」を行うなど、計画的・組織的な取組を行っています。今年度の実績としては、8月中旬までに、教育活動については15回、677人、ワンニャン飼育体験教室等イベントについては、11回、1,504人となっております。

さらに、同力所について教育プログラムの実施を子供に限定している理由についてもご指摘がありましたが、こちらについては、当然のこととして大人の方についても、教育は大切であり、マスコミ、チラシ、イベント等を活用して随時、啓発活動を行っています。

一方で、教育プログラムに関しては、なかなか大人が興味を示してくださるものが非常に難しいのと、そもそもそういったものに参加していただける方々は、初めから意識や関心が高い人であるといったことがあります。その点、子供、特に小学生は学校の授業に組み込むことで、計画的に行うことができ、基本的な考えを素直に吸収し

てくれることから、小学生を対象としております。

次に、「重篤な」という表現を削除したほうがよいのではないかというご提案ですが、ご指摘のとおり修正したいと思っております。

次に、(3)生活衛生施設・水道等施設の衛生管理ですが、「水道等施設」という言葉を「水道施設」としてはどうかというご指摘については、ご指摘のとおり修正したいと思っております。

次に、「住環境」を「生活環境」という表現に変更してはどうかというご指摘についても、ご指摘のとおり修正したいと思っております。

「快適な環境保持」を「快適な生活環境保持」に変更してはどうかのご指摘につきましても、ご指摘のとおり修正したいと思っております。

次に、無縁墳墓が増えているが、解体・撤去の費用は誰が負担しているのか、また、納骨堂の整備、配置についてどれくらい素案に反映されているのかということについてですが、ご質問のとおり、納骨堂の需要は増えており、市では平成26年に大分市営納骨堂を丸山墓地公園内に設置したところです。近年は、民営でも墓地の新規設置は減少しており、納骨堂の設置が増えている状況であります。

無縁仏となったお墓の撤去・解体に係る費用は、原則、使用者が負担することとなります。しかしながら、使用者の所在が不明となった場合などは、市営墓地であれば市が、民営であれば管理者が負担することになると考えます。納骨堂の整備、配置については、本計画には含まれませんが、設置許可等の監視・指導を行う中で、使用状況、需要等を調査するとともに、検討を行ってまいります。

続きまして、目標設定についてです。

予防注射率が上がらない理由と、向上に向けた取組についてのご質問についてですが、そもそも予防注射が義務であることを知らない、室内仕様の小型犬の増加により注射不要と思われる方が多い、狂犬病が日本ではもう既に60年未発生で危機感が薄れている、諸外国ではいまだ多くの人命が失われていることを知らないといったことが挙げられます。

対策といたしましては、市報、マスコミ、自治会へのチラシ回覧、イベント等において飼っていない方を含めた周知、犬の譲渡時や保護犬の返還時の飼い主への指導を行っております。

次に、狂犬病予防注射は犬所有者の罰則付きの義務であり、100%以外の目標を掲げても支障はないのかのご指摘ですが、法に規定する義務であるため、本来は100%であるべきですが、現在、日本では狂犬病の発生がなく、海外からの侵入及び蔓延が問題であること、WHOの研究による狂犬病の蔓延防止に70%以上が必要とのデータがあること、本市の現状は62%から65%を上下していること及び設定当時前後の全国の平均値が72から75%であることを考えて、75%と設定いたしました。引き続き接種率100%を目指して業務を推進してまいります。

最後に、目標設定で食中毒の目標値ゼロについて、わざわざ指標とする必要はなく、発生させないとの文言を標記すればよいのではないのでしょうかというご指摘についてですが、ノロウイルス等の食中毒は依然として数多く、平成30年には全国で1,330件、患者数は1万7,282人、大分県では21件、患者数は316人、大分市に関

	<p>しては、6件で84人の発生がみられています。毎年、本市においても食品衛生監視指導計画を定め、食中毒防止対策に取り組んでおりますが、食中毒の発生をゼロに抑えることはできておりません。この計画中で、HACCPに沿った衛生管理を普及・定着させ、事業者による衛生管理をより一層向上させることで、食品の安全を確保するとなっておりますことから、そのための明確な目標として、目標値ゼロ件を指標として掲げたいと考えております。</p> <p>以上で、事前にいただいた質問に対する回答を終了いたします。</p> <p>説明は、第2章第2節は以上です。</p>
部会長	<p>それでは、ただいま事務局から説明があった内容について、質問やご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>10番、教育プログラムの具体的な説明をと私がお願いしました。回答の中で、小学生を対象として教科書などを扱って、発達段階において教育のプログラムを設定しているということでありましたが、具体的に小学生の何年生を対象にやっているか教えてください。</p>
オブザーバー	<p>もともとは平成25年からのこの教育プログラムということで、素人の私たち獣医師がするものですから、できるだけ伝えやすい学年ということで、いろいろなご意見を聞きながら選定したところ、小学校2年生としました。1年生では幼稚園生の感覚がまだ残っていきまいち理解力に乏しい。3年生、4年生になると、今度は発達していて、反応が厳しいといことで対応できない。よって、2年生が一番素直に受け取っていただけるといったご意見が奈良女子大学の先生等からお聞きしまして、2年生とさせていただきます。現在は動物愛護センターになりまして、元教員であった方、それから退職された方を県が嘱託職員として雇いまして、その方に専門的にやっていただいております、学年は特に聞いておりません。中学生までやっております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
大上部会長	<p>そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>18番に関することですが、ノロウイルスの中毒の発生率の目標値ゼロというのが、私が医療従事者だからかもしれないのですが、ゼロはかなり無理があると思います。また、食品からの発生をゼロとする意味合いということで受け止めたらいいいんですかね。</p>
P T	<p>はい。食品からの発生をゼロとして捉えております。</p>
委員	<p>食品由来のものであり、調理者の感染は含まれないという意味ですか。調理者が感染しており、そこからの感染というのは見分けが難しいです。食品から発生したものの、</p>

	<p>牡蠣とかが有名だと思うのですが、それだけなのか、それとも保菌者である調理者が調理をすることによってのものも含まれるのか、目標値の設定がよくわからないんです。</p>
オブザーバー	<p>食中毒と判断したものですので、ノロウイルスであれば、牡蠣のような二枚貝を原因とするものもありますし、調理従事者が感染し、手をしっかり洗わないで、手についたものを食品につけてしまい食中毒が発生したといったものも、中毒と判断されれば、食中毒に含みます。</p>
委員	<p>両方含むということですね。</p>
オブザーバー	<p>保菌者が食品につけてしまったものも、食品を原因とする食中毒と判断されますので含めます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
部会長	<p>ここで補足です。最初に事務局から説明がありましたように、最終的にはあと2回の会議で提言書をつくらないといけません。そのときに、事前にいただいたと意見とか、今日の回答とかを含めた提言書の検討はまだありますので、ここではその方向性、この内容、数字において、これはまずいのではないかということに関して、ぜひ積極的にご意見いただきたいと思います。細かい部分については、また次回、提言書の部分でご議論をいただければと思っております。</p> <p>それでは、第2節について以上でよろしいですか。</p>
委員	<p>1番の健康食品という言葉を入れたというのはいいと思うのですが、ただ輸入野菜などの残留農薬といった言葉を消してしまうというのは、将来的にも保証ができてないものなので、消さずに残したままのほうがいいのではないかと思います。</p>
オブザーバー	<p>先ほど出てきました大分市の監視指導計画で、収去検査を毎年しております。収去検査とは、野菜であれば、市場やスーパーから取ってきて、残留農薬の検査をしております。それは今も昔も、毎年、輸入野菜も国産の野菜も両方検査を行っております。行っていることは変わらないのですが、ここで「いわゆる健康食品」を入れたかったため、輸入野菜の残留農薬を外しました。また、毎年、輸入野菜の残留農薬の検査を行っていますが、ずっと違反がないということもあり、外させていただきました。</p>
委員	<p>それはわかります。ただ、今までは違反がなかったが、今後は保証できるのでしょうか。今までなかったから、今後、将来的にもないということはありません。</p> <p>今、話を聞いて思い出したのですが、輸入野菜という言葉を使っていますが、1週間ぐらい前に国内でも農薬が多く自主的に回収したという事案があったと記憶しています。正式に何の野菜かはわかりませんが、そういった意味では、輸入野菜に限ら</p>

	<p>ず、残留農薬というところに絞ったほうがいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。</p>
オブザーバー	<p>少し前に大分市内でもありました。皆さんが興味のある問題ですので、検討させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>お願いします。</p>
部会長	<p>そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>9番についてです。動物愛護のところで、子供に限定している理由を教えてくださいと聞きました。この文章の「未来を担う子供たちに」という言葉は削除でいいと思っています。削除することがまずいかどうかというのをご検討いただき、次回、ご回答いただければと思います。この動物というところにペットも含むのであれば、むしろ大人も一生懸命学んでいただかなければいけないと思います。ただ、プログラムが難しいというのわかります。例えば、私は温暖化について大分市さんと一緒に動くことが多いのですが、温暖化も難しいです。環境について大人に話を聞いてもらうというのはそもそもが難しいことです。これは動物に限ったことではないので、そこをどういうふうに市民と事業所が一緒になって、大分市が頑張っていくかというところだと思いますので、間口を広げておけば、当然、子供も大人も良いので、間口を広げるという方向でご検討をいただきまして、次回結果を教えてくださいいただければと思います。</p>
P T	<p>ご検討させていただきます。</p>
部会長	<p>そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>墓地の適正配置のところ、二つ目の黒ポツですけど、「市営墓地等の再生計画」とありますが、この等は、民営墓地のことを言っているのでしょうか。何を想定しているのでしょうか。納骨堂でしょうか。</p>
オブザーバー	<p>墓地以外には納骨堂とかもあります。民間、市も含めて、納骨堂等を含めて再整備検討と考えております。</p>
委員	<p>回答の15番に、納骨堂の整備、配置については本計画に含まれませんと書いていますが。</p>
オブザーバー	<p>具体的な数の配置というようなご質問でしたので、それについては、総合計画では詳細までは入っておりません。具体的な計画としては、墓地整備計画という別の計画があります。</p> <p>市では、墓地をつくるときに、民間であれば許可の申請をいただいて、各条件を確</p>

	認してから許可をしていくとなっております。そこについて、周辺へのニーズや景観への配慮を確認し、許可をしていくことで、適正な配置をと考えております。
委員	わかりました。
部会長	そのほかご質問、ご意見はございませんか。
	(なしの声)
部会長	それでは、第2章第3節について事務局より説明を求めます。
P T	<p>第3節「公害の未然防止と環境保全」についての説明をさせていただきます。</p> <p>新旧対照表の18ページからとなります。変更となった部分を中心に説明をします。</p> <p>まず、18ページの動向と課題につきましては、現行計画に記載しております内容自体に変更はございませんが、最後に追加する形で修正をしております。最後の2行に下線を引いておりますが、記載しておりますとおり、今後、耐用年数を迎えるアスベストを使用した建築物の解体工事等が増加していくことが見込まれ、対策の強化が課題となることから、その旨追加をしております。</p> <p>続きまして、19ページの基本方針でございますが、こちらにつきましては変更ございません。</p> <p>続きまして、20ページの主な取組でございます。こちらは、2つ目の項目「大気環境の保全」に関する取組を変更しております。4つ目に新たに項目を追加しておりますが、先ほど、動向と課題の中でもご説明をしましたアスベストの関係でございます。解体工事等が増加していくことが見込まれることを先ほどご説明いたしました。具体的には工事の際に市への届出が必要でございます。市も現地での作業基準に基づいたチェックや、必要に応じて指導を行ってまいりますので、その分について追加いたしました。</p> <p>その他の部分につきましては変更ございません。</p> <p>続きまして、21ページの目標設定でございますが、まず、資料の修正をお願いいたします。2つ項目がございまして、いずれも現状値の欄については、2017年度の実績を記載しておりますが、2018年度実績が確定いたしましたので、現状値の欄の修正をお願いします。上段の大気汚染物質に係る達成項目数は、2018年度実績で達成が10項目です。下段の公共用水域の基準達成率は、2018年度実績が現在記載しております同率の94.7%でございます。</p> <p>以上の修正をした上で、2024年度の目標値につきましては、現在、記載しておりますとおり、大気汚染物質の達成項目数は全11項目、公共用水域の基準達成率につきましては100%とさせていただきました。</p> <p>続きまして、22ページ用語解説、関連計画につきましては、変更ございません。</p> <p>以上で、第2章第3節の素案についての説明を終わります。</p> <p>続きまして、委員の方々から事前にありましたご意見について回答いたします。回</p>

答表をご覧いただきたいと思ひます。

回答表のナンバー1につきましては、新旧対照表で19ページの基本方針に関するご質問で、冒頭の「環境の汚染防止と保全」という表現を「公害の未然防止と環境保全」に変更してはどうかというご意見いただきました。こちらにつきましては、第3節の表題と合わせてご指摘のとおり修正します。

続きまして、ナンバー2につきましては、同じく基本方針の中の「市民、事業者、行政が一体」という表現を「行政、市民、事業者が一体」に変更してはどうかというご意見をいただきました。こちらにつきましては、総合計画の他の部でもどうか確認させていただきましたが、他の部でも同様の表記としておりますことから、現行どおりでお願いしたいと思ひます。また、本市としても、どの主体もこの部分については、優劣はないと考えております。

続きまして、ナンバー3から5につきましては、20ページ、主な取組に関するもので、ナンバー3と5につきましては、いずれも項目のタイトルの修正に関するご意見でございます。ナンバー3が「大気環境の保全」を「大気汚染・悪臭対策」に、ナンバー5が「水環境の保全」を「水質汚濁対策」にそれぞれ変更してはどうかというご意見をいただきました。こちらにつきましては、環境基本法の公害の定義に合わせて、ご指摘のとおり修正したいと考えております。

続きまして、ナンバー4につきましては、2項目目「大気環境の保全」に関するご質問で、光化学オキシダント注意報発令について、最近の状況や数値の基準に関するご質問をいただきました。こちらにつきましては、回答表にも記載しておりますが、まず、大分市内では平成21年に注意報が発令されて以降、発令はされておひません。環境基準につきましては、1時間値が0.06ppm以下であることが環境基準でございますが、注意報自体につきましては1時間値が0.12ppm以上となり、その状態が継続すると認められるときに、大分県が発令をすることとなっております。なお、注意報が発令された場合、本市としては、関係部署、施設へ連絡し、事態の周知と被害情報の収集、市のホームページや防災メール、庁内放送、広報車での広報等を行います。

続きまして、最後ナンバー6につきましては、21ページ、目標設定についてのご質問で、「現状が11項目に達していない原因は何か、また、11項目にするためにどのような取組強化をしているか」というご質問をいただきました。こちらにつきましては、全11項目のうち2017年度につきましては、光化学オキシダントと微小粒子状物質PM2.5の2項目が達成できておひませんでした。昨年度2018年度につきましては、光化学オキシダントの1項目が環境基準を達成できておひませんでした。超過の原因につきましては、環境省によると、大陸からの越境汚染及び工場等からの窒素酸化物などによる影響によるものとされており、本市としても引き続き、越境汚染について動向を注視するとともに、原因物質の排出抑制に取り組んでいきたいと考えております。

以上が、事前にいただいた質問に対する回答でございます。

部会長

それでは、第3節についてご質問やご意見があればおひします。

委員	<p>事前に私が質問したわけではないのですが、2番についてです。基本方針で「市民、事業者、行政」を「行政、市民、事業者」としたらどうかというご意見ですが、私もそう思います。行政側の意向としては、メインは市民であるので、一番最初に出したいというお気持ちはあると思いますが、逆に言えば、行政がまずやるべきではないかというのが、この提案をされた方のご意向かと思えます。市民と事業者が一生懸命頑張っているというのが、本来のことだと思いますけど、行政をメインに出してるケースもあるのではないかと思います。大分市さんは全て、市民が一番前面に出るという形をとっておられるからということでしょうか。</p>
P T	<p>説明の最後に、この部分については優劣はなく、どこが一番という認識をしているわけではないと申し上げました。先ほど、委員さんのご意見にもありましたが、他の章、他の部がどういうふうになっているのか確認させていただきました。ただ、第6部第2章第1節でも同じ表現となっております。他の部において、どういう形にするかはまだ決まっておりませんが、現在、提案している部分につきましては、順番を入れかえるということとはしないと判断させていただきました。</p>
部会長	<p>私も大分市や他の市町村の環境基本計画等の策定にかかわっていますが、必ずこの話題が出てきます。大体、「市民、事業者、行政」という順番が一般的かなという気がします。大分市は全部「市民、事業者、行政」という順番にしているのです、ここだけ変えると、言葉的に違和感が残るような感じになるので、こういう形にしているのではないかなと思います。</p> <p>そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
部会長	<p>それでは、第4節について事務局より説明を求めます。</p>
P T	<p>それでは、第4節につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>第4節、地球環境問題への取組でございますが、新旧対照表の24ページからとなります。</p> <p>まず、24ページの動向と課題につきまして、元号を修正しております。そして、下から3行目ですが、「水素エネルギー」を追加しております。これは、本市で平成29年9月に、大分市水素利活用計画を策定しており、今後、水素エネルギーの導入を促進していくこととしておりますので、個別に明記したものでございます。</p> <p>続きまして、25ページの基本方針でございますが、こちらにつきましては、変更はございません。</p> <p>続きまして、26ページの主な取組でございます。こちらは、2つ目の項目、地球温暖化対策に関する取組を変更しております。4番目の項目を修正しておりますが、これは平成30年度から一般向けの懇談会として省エネ懇談会を開始をしたこと、また、出前授業を5年間かけて市内の小中学校全校で実施していくことを始めましたの</p>

で、具体的な事業名を追加させていただきました。また、「環境教育等」としていた表記を、第1章の表記にそろえて、「環境教育・環境学習」に修正をしております。

続きまして、27ページの目標設定でございます。こちらは、指標自体は変更してはおりませんが、目標値の設定経過について別紙でお配りしております資料を使って説明します。

別紙、A4横の市域の温室効果ガス排出量と記載している資料をご覧ください。

表につきましては、温室効果ガス排出量の実績値を2010年度から最新の2015年度分まで各部門別に記載をしております。また、右から2列目には2030年度の欄を設けており、推計値を記載をしております。ちなみに2016年度分につきましては、今年の12月ごろに確定する予定となっております。

まず、温室効果ガスの削減目標についてですが、国が掲げております削減目標として、「2030年度に2013年度比で26%削減の水準にする」となっております。その中で各部門別でも削減目標を設定しております。そのことを受けまして、全国の各地方自治体もそれぞれで削減目標を設定している状況でございます。

本市におきましても、国の部門別に設定した削減目標を踏まえまして、2017年に改定した大分市地球温暖化対策実行計画の中で、2013年度を基準年度として、2030年度の目標値を中期目標として設定をしております。

本市では、全体のうち産業部門の構成比が非常に高いということが特徴としてございます。全国平均と比較して2倍程度となっております。これは、臨海部の企業群の影響によるものでございますが、この産業部門につきましては、もともと一定規模以上の事業所に対して関連法がございまして、毎年のエネルギー使用量の削減が義務づけられていたり、自主的な取組によって、これまでの間にその削減項目があらわれているということを既に国も認めているところであり、目標値を設定する段階で、この部門別の削減目標が産業部門は低く設定されております。国で6.5%の削減と設定されており、本市の全体の削減目標は、国の26%という削減目標に対して、本市では8.9%の削減目標となっております。

今回、総合計画の目標年度である2024年度の目標値を設定するにあたって、本来であれば直近の2015年度の実績値を参考にして2030年度の中期目標年度目標値達成に向けた中間の目標値を設定するところでございますが、表に記載をしておりますとおり、2015年度の実績値が2,428万4,000トンですが、この数字は既に2030年度の目標値2,452万8,000トンを下回っている、言いかえますと、目標値を既に達成している状況でございます。

今後ですが、2020年度中に予定をしております、本市の大分市地球温暖化対策実行計画の改定の際に、2030年度の目標値を変更する可能性もございますが、先ほど申し上げました2015年度の実績値の減少につきましては、もともと削減率の低い産業部門の排出量が予想を上回って大幅に減少したことによるものでございまして、今後の産業部門の推移につきましては不透明な状況であり、可能性として、2016年度に一旦増加に転じる可能性も捨てきれない状況でございます。

よって、本総合計画の目標年度2024年度の目標値につきましては、2030年度の目標値としている2,452万8,000トンの8.9%削減を設定することとい

たしました。

直近の削減率を参考にして、今後も徐々に排出量を減らしていくという目標を立てるという考えもごさいますが、先ほど申し上げましたとおり、産業部門の今後の推移が不透明な点もごさいますし、全体の目標値としてはそれで設定をして、他の部門でも個別に目標値の達成を目指していくこととします。

続きまして、資料の28ページの用語解説・関連計画につきましては、変更はごさいません。

以上で第4節地球環境問題への取組について素案の説明を終わります。

続きまして、委員の方々から事前にいただきました質問について回答いたします。

まず回答表のナンバー1につきましては、新旧対照表の24ページ、動向と課題と26ページ、主な取組に関するご意見で、いずれも「ライフスタイルや事業活動の見直し」を「事業活動への見直し」に変更してはどうかというご指摘をいただきました。こちらにつきましては、ご指摘のとおり修正をします。

続きまして、ナンバー2、3につきましては、26ページ、主な取組に関するご指摘でごさいます。ナンバー2につきましては、2項目目、地球温暖化対策の中の「環境教育・環境学習」を「環境教育・学習」に変更してはどうかというご意見をいただいたところでごさいます。こちらにつきましては、大分市環境基本計画の目標の中で、「環境教育・環境学習を進めます」としておりますので、こちらにつきましては、現行どおりでお願いしたいと考えております。

続きまして、ナンバー3につきましては、3項目目、オゾン層保護対策に関して、「家電リサイクル法は、民生用の家電4品目が対象であり、工場・事業場に対する指導の根拠法令として例示するのは適当ではないのではないか、フロン回収・破壊法を例示しないのには、特別の意図があるのか」というご指摘をいただいたところでごさいます。こちらに関しましては、まず、家電リサイクル法は、事業所で使用された家庭用電気機器も対象としておりますので、適正処理に関する根拠法令として適当であることと、現行の記述につきましては、市が許可権者として収集運搬業者や自動車引取業者などの事業者を指導することを念頭に表記しております。しかしながら、例示しております2つの法律は、対象物の適正処理と資源の有効利用を目的として位置づけたものであるため、オゾン層の保護とフロン類の適正処理を目的として位置づけているフロン排出抑制法をご指摘のとおり、明示しようと考えております。

具体的には、右に記載しておりますとおり、「フロン排出抑制法等の関係法令に基づき、オゾン層破壊の原因物質とされるフロン類の適正な再資源化や処理を行うよう、市民・事業者に対して啓発・指導を行います」と修正したいと考えております。

続きまして、最後、ナンバー4につきましては、27ページ、目標設定に関するご質問、ご意見でごさいます。2名の委員さんから、「目標値について、まず、実行計画との整合性はとれていますか」というご質問と、「現状値より低い目標掲げる意味は、期間中に排出量の増加が見込めるからか」というご指摘をいただいたところでごさいます。関連しておりますので、まとめてお答えをさせていただきます。こちらにつきましては、先ほど説明の中で、具体的な目標値の設定経過をご説明させていただきましたが、市の考え方欄に要約して記載をしております。

	<p>まず、目標値につきましては、第2期大分市地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づいて設定をしております。現状値につきましては、直近2015年度分の実績であり、排出量全体の中で大きな割合を占める産業部門の排出量が大幅に減少したことが影響し、全体の排出量が目標を上回る削減となっております。現状値より低い目標値となっていることについては、大幅に減少した産業部門の今後の推移が現時点で不透明な状況であることから、現在推進している第2期実行計画の目標値であります8.9%削減という部分を目標値として設定をさせていただき、今後も取組を推進していきたいと考えております。</p> <p>ただ、今回のご指摘の内容を踏まえまして、誤解を与えず、よりわかりやすくするために修正、加筆を行っていききたいと考えております。具体的には、右の欄に記載しておりますが、基準年度の実績値2,691万5,000トンを追記いたしまして、各項目として、基準年度・現状値・目標値の説明書きを欄外に加筆していきたいと考えております。</p> <p>以上で、事前にいただいた質問に対する回答を終了いたします。</p>
部会長	<p>それでは、ただいまのご説明について質問やご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>質問の2番の「環境教育・環境学習」という表現の仕方ですけど、これは環境教育と環境学習を別のこととして捉えているのであれば、中ポツでつなぐのではなく、環境教育及び、あるいは並びに環境学習というふうにすればいいと思います。通常、一般的に中ポツでつなぐ場合には、「環境教育・学習」と表記するのが正しいやり方だと認識をしておりますが、大分市環境教育計画の中でそのようにされており、合わせたいとおっしゃるのであれば、しょうがないのかなと思います。</p>
PT	<p>環境教育等という表現でひっくるめて書いていたものを分けた経緯が過去にありましたことから、この表現でさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>私からも質問です。2015年度の産業部門の実績が10%ぐらい下がっていますが、何か原因があるのでしょうか。</p>
PT	<p>3年前の実績値が最新のものになるのですが、2015年度のときにどういったことが原因でこの10%になったのかということは、市として具体的な特定までできていない状況でございます。何らかの要因があったのではないかとということで、それが一過性のものなのか、継続されるものなのかということが、現時点で特定できていません。</p>
オブザーバー	<p>この件につきまして、省エネ法で毎年1%ずつ下げなさいとなっており、産業界はこれにのっとって取り組んでおります。さらに、それぞれの業界団体で1%より上乗せしてしようと取組がございまして、その内訳につきましては国にそれぞれの産業会から報告するようになっております。そこで、国に問い合わせをしたのですが、国に</p>

	<p>おいてもまだ解析ができていないということで、今、動向を見ていこうという段階であります。</p>
部会長	<p>わかりました。 そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>今のお話に関してですが、やはり各企業でそういったCO₂排出の削減について努力をしております。これから子供たちに出前授業等をされていくということでしたが、そういうことをしていく中で、産業部門のところだけ、10年かけて横ばいもしくは微増という形の目標にするのは、果たして子供たちに示しがつくのかなと、私個人的には感じたところであります。</p>
P T	<p>増やしていいということではもちろんないのですが、大きく減少した排出量が今後、増加をするという可能性も不明のため、現在の目標設定とさせていただきたい。</p>
部会長	<p>苦しいところですよ。15年において産業部門がものすごく低く、それにより、事実として9.8%下がってしまっているという事実があります。一方で、10年から14年までみたときに、ここだけ特異的に10%下がっているの、これを例えば11%とするのが現実的かという問題になります。そこに関しては、補足説明をしていただければと思います。2015年が、特異的に産業部門が下がったということがわかるよう工夫していただくしかないかなと、私は思います。 そのほかご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
部会長	<p>それでは、議事の3番目に移りたいと思います。 その他についてですが、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、本日ご議論いただきました委員の皆様のご意見の要点等をご報告させていただきます。</p> <p>まず、議事1、第2回環境部会会議でいただいたご意見等に対する回答につきましては、第1章の指標について、次回までにアンケートの分析結果や目標設定の根拠等を準備いたしたいと思っております。また、その他の指標が示せないかどうかといったことも検討させていただきます。</p> <p>続きまして、議事2の一つ目、第2章第2節ですが、動向と課題において、輸入野菜等の残留農薬の文言について残すかどうか、再検討をいたしたいと思っております。</p> <p>次に、第2章第2節ですが、主な取組の中で、動物愛護管理の2ポツ目、子供に限定せず、間口を広げる方向でというご意見がありましたので、検討させていただきます。</p> <p>次に、第3節です。基本方針で、「市民、事業所、行政」とありますが、順番を変更</p>

	<p>してはどうかというご意見をいただきました。</p> <p>最後、第4節でございますが、主な取組で表現の仕方についてご意見がありました。また、指標におきまして、現在の目標設定で子供たちに示しがつくのかといったご意見をいただきました。</p> <p>本日の議論でのご意見の要点につきましての報告は以上であります。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは以上をもちまして、議事を終了したいと思います。最後、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の第4回会議は10月31日の木曜日9時半から、場所が本日と変わりました、議会棟3階の第4委員会室で開催いたしますので、ご出席よろしくお願いたします。</p> <p>議事内容につきましては、第3回会議の意見等の確認と、提言書の内容骨子についてであります。</p> <p>次に、配付しております環境部会日程案をご覧ください。日程案でございますが、当初4回の会議を考えていたのですが、提言書の内容骨子について深くご議論ができるように、5回目の会議を開催できればと考えました。つきましては、配付しております日程調整表に出席可能な日に丸をつけていただき、10月11日金曜日までにご提出もしくはご連絡をお願いいたします。</p> <p>次に、日程案の一番下をご覧ください。11月25日の欄があるのですが、各部会の正副部会長が集まり、部会代表者会議及び市長への中間提言報告を行うこととなっておりますので、お伝えいたします。</p> <p>それでは以上をもちまして、第3回環境部会の会議を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。</p>